児童文化財と領域・言葉に関する研究
― 児童文化財に関する国会の質問答弁から ―

Study on child cultural assets and domain “words”
- From question and statement of the Diet about child cultural assets -

今　井　慶　宗
Yoshimune IMAI

要旨

幼稚園・保育所における領域「言葉」や言葉の指導に関しては、児童文化財も多く用いられている。この児童文化財の意義や幼児教育・保育との関連を探るため国会における児童文化財に関する質問答弁を整理し、児童文化財と幼児教育・保育の上での幼児の言葉やその指導との関連について考察した。国会の質問答弁で取り上げられている内容は幼児でも年長以上の子どもが親しむことが可能な児童文化財についてであり、幼稚園教育要領の領域「言葉」の「内容」で登場する「絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう」や、「内容の取扱い」で書かれている「絵本や物語などで，その内容と自分の経験とを結び付けたり、想像を巡らせたりするなど、楽しみを十分に味わうことによって、次第に豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚が養われるようにすること」というものとはやや次元を異にする議論となっている。

Keyword：児童文化財　言葉　言葉の指導

Ⅰ．はじめに

本研究は、児童文化財と領域「言葉」の関連について検討するものである。幼稚園・保育所における領域「言葉」や言葉の指導法に関しては、児童文化財も多く用いられている。この児童文化財の意義や幼児教育・保育との関連を探るには国会における児童文化財に関する質問答弁を整理し、幼児教育・保育との関連性を明らかにすることも有効であると考えられる。

駒井美智子編『保育者を目指す人の保育内容「言葉」』（第２版）[1] によれば、児童文化とは「子どものための文化活動や運動の総称であり、子どもが健全に発達し、よりよい未来を築いていくためには、どのように子どもを取り巻く環境を整え、いかにして子供の成長・発達を促していくかを考えていく文化」である。同書では、絵本、ストーリーテリング、紙芝居、言葉遊び、伝承遊び、詩、ペープサート、パネルシアター、エプロンシアター、人形劇、劇遊びの11種類が挙げられているが、これに類するものを含め、児童文化財として取り上げられることが多いであろう。

児童文化財に関する研究は、例えば島田知和「児童文化財を学ぶ意義に関する一考察－領域「言葉」におけるモデルカリキュラムと授業実践を中心に－」[2] のようなものもあるが、日本の国会における質問答弁を整理した先行研究は管見の限り見当たらないようである。

まず国会における児童文化財に関しての質問答弁を整理し、そこで表れた議論が幼稚園・保育所における領域「言葉」とどのように関わっているかを考察する。

Ⅱ．児童文化財やそれに関連する規定等

1．こども家庭審議会令

こども家庭審議会令第５条第１項により児童福祉文化分科会が設置されている。この分科会は、児童福祉法に基づく児童福祉文化財の推薦等に関する審議などを実施している。

この審議会は第１回が令和５年５月30日に開催され、児童福祉文化分科会運営規則・児童福祉文化財推薦勧告に関する規定・特に優秀と認められる児童福祉文化財の選定に係る分科会内規・議事の公開及び配布資料の取扱い等について審議が行われ決定している。

2．幼稚園教育要領及び保育所保育指針

幼稚園教育要領では領域「言葉」に関して２「内容」（９）は「絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう」、３「内容の取扱い」（３）は「絵本や物語などで、その内容と自分の経験とを結び付けたり、想像を巡らせたりするなど、楽しみを十分に味わうことによって、次第に豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚が養われるようにすること」としている。

保育所保育指針では、「１歳以上３歳未満児の保育に関わるねらい及び内容」のエ「言葉」の（ア）ねらい③で「絵本や物語等に親しむとともに、言葉のやり取りを通じて身近な人と気持ちを通わせる」、（イ）内容④で「絵本や紙芝居を楽しみ、簡単な言葉を繰り返したり、模倣をしたりして遊ぶ」と定める。同「３歳以上児の保育に関するねらい及び内容」ではエ「言葉」（ア）ねらいの③で「日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、保育士等や友達と心を通わせる」、（イ）内容⑨で「絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう」とする。また「３歳以上児の保育に関するねらい及び内容」の（ア）ねらい③では「日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、保育士等や友達と心を通わせる」、（イ）内容⑨では「絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう」、（ウ）内容の取扱い④では「子どもが生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること。その際、絵本や物語に親しんだり、言葉遊びなどをしたりすることを通して、言葉が豊かになるようにすること」と規定している。

3．指定保育士養成施設指定基準、幼稚園教員養成課程のモデルカリキュラム

平成30年一部改正後の「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（別紙１）指定保育士養成施設指定基準「別添１」の「科目」保育内容演習の中で「言葉」は「経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う」とされている。

幼稚園教員養成課程のモデルカリキュラム「幼児と言葉」の全体目標は「当該科目では、領域「言

葉」の指導の基盤となる、幼児が豊かな言葉や表現を身に付け、想像する楽しさを広げるために必要な専門的事項に関する知識を身に付ける。」となっている。「幼児と言葉」のモデルカリキュラム（３）「言葉を育て，想像する楽しさを広げる児童文化財」では「一般目標」として「幼児にとっての児童文化財の意義を理解する」、「到達目標」として「１）児童文化財（絵本・物語・紙芝居等）について、基礎的な知識を身に付ける」「２）幼児の発達における児童文化財の意義について理解する」がある。なお、モデルカリキュラム「保育内容「言葉」の指導法」の全体目標は「領域「言葉」は、「経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う」ことを目指すものである。幼稚園教育において育みたい資質能力について理解し、幼稚園教育要領に示された領域「言葉」のねらい及び内容について背景となる専門領域と関連させて理解を深め、幼児の発達に即して、主体的・対話的で深い学びが実現する過程を踏まえて具体的な指導場面を想定して保育を構想する方法を身に付ける。」とされている。

Ⅲ．国会の質問答弁

児童文化財について国会の本会議・委員会において取り上げられた内容を論点ごとにまとめて整理すると次のようになる（一部要約）。

1．推薦・勧告

昭和24年５月10日衆議院本会議では討論の中で議員が「（児童福祉法）改正では、出版物や、おもちや、遊戯等の広汎な児童文化に対する官僚統制をも企図していて、もしこれが一方的な考えをもって行われるならば、児童をかつての軍国主義の文化統制が毒したと同じように、ファッショ的、植民地的な文化統制が行われる危険がなしとは言えない」と発言している[3)]。

昭和24年５月10日参議院厚生委員会では厚生省児童局長が「児童が学校におる間、家庭におる間、或いは又学校と家庭を除いた社会におる間に如何なることを実施しておるか。如何なる遊びをしておるか。如何なる書物を見、如何なる環境におるかという問題についていろいろ調査しておるが、そういう問題になると、結局児童の環境という問題になるが、その中で出版物の関係、映画の関係、或いは紙芝居とか、或いは玩具の問題、これは年齢層により、この点が多少重点が違うが、そういう問題が児童の問題の中で一番大きな問題であると深い関心を持っている。これをどう法律上取扱うかとなると、法律上の規定としては、今度は改正法に上っておる程度の推薦、勧告が、現在の民主日本国家においてはこの程度が適切ではないかと考えて立案した。ただ法律条文としては、今の推薦とか勧告ということで一条文になっているが、この条文によって考えておる考え方は極めて大きな関心を持っておることの一部の現れとして、法律上の形式としては一条文となった。児童文化としても、児童の出版物がどういうふうにして、どういうふうな紙を以てどういうふうな影響を与えておるか。或いは児童映画に余りいい映画が製作されておらないかとか、従ってどういう問題についてどういうふうになすべきか、これらのすべての問題について、又それに従事しておる、例えば紙芝居の問題ならば、それに従事しておる職員の素質の問題、指導の問題、こういう問題についても極めて深い関心を持っており、父兄によっては、大体或る程度はこういう問題について、指導

面においても相当の効果を挙げておる父兄もあるが、今回この問題を取上げたのは、我々としては児童をめぐる環境が、児童の本当の育成のために極めて重要なる影響があるということに深い関心を持ち、法律の条文としては極めて簡単な条文であるが、その根ざす根拠は深い考慮の下において我々はこの指導に当っている。これらの問題は主として法律条文よりも、如何にしてこれを運営指導するかという実際の活動に将来かかっている」と答弁している[4)]。

昭和26年６月１日参議院厚生委員会では「児童福祉審議会で児童の文化について推薦をしたり児童の文化財について勧告をしているが、この実際の効果はどんな模様か。児童福祉審議会が児童のためにいい文化財だといって推薦されたものが、非常に理解を受けて行われておるとか、或いはこれは不良であるから児童のために悪いといって勧告したようなものは、その後廃されておるとかいったような実際の効果がどう上っているか。又本省ではそれを取上げてどういう対策をしているか」という質問があり、厚生省児童局長は「この条文の運用はうっかりすると文化統制になるのではないかということもあるので、非常に慎重を期していて、殊に中央児童福祉審議会は非常に慎重な態度をとっている。現実に推薦を始めたのはまだそう古くない。しかしすでに相当数の書籍その他のものを推薦している。なお勧告はまだしていない。中央児童福祉審議会、それから地方の都道府県の児童福祉審議会も大体推薦しているように承知している。推薦したものの周知方を図り児童福祉施設その他ではさようなものを読むように、或いは購入するよう努力をし、又一般にもその周知方に努力をしている。併しながらそれがその推薦のためにこれだけの効果が一般的に上った、一般の読者にこれだけの効果が上ったという的確なものさしは持っていない。従ってどの程度の効果が上ったかを数字的に言うことは不可能である」と答弁している。また「文化財の勧告で中央審議会の委員の勧告が別に大した効果を挙げていないということを聞き、非常にこれはさびしい思いがするがそうした方面にどの程度の、将来計画を立てるつもりか」[5)] という質問に対し、厚生省児童局長は「勧告は中央児童福祉審議会としては、実は今日までまだ１件もしていない。その事情は勧告をする前に業者と話し合って、よくないものは作らない、例えばおもちやで悪いものがあるとすれば、業者の団体等に働きかけて、勧告に行かない前にむしろ懇談的に話を進めた方がいいし、勧告してもこれは罰則規定がない。結局勧告をしたというだけであり、この勧告をすることが果してどれだけの効果が上がるかどうかについても、さような点からも若干の疑義もある。今日までいろいろ論議があり、推薦は相当多数しているが勧告はしていない。子供クラブとかいろいろ子供の余暇を正しく活用せしめる組織の普及に努力を重ねている」と答弁している[6)]。

昭和28年７月13日参議院内閣委員会では文部省社会教育局長が「中央の会合としては、児童文化会議を年に１回もち、不良の児童文化財の追放と同時に、優良児童文化財の推薦というような問題、或いは映画の問題、紙芝居の問題、いろいろあるが、そういうことについて全国の知能を集めて実際の措置をとり、例えば紙芝居やの改善自粛を図ることに相当の功績を上げている。又青少年演劇の指導、青少年音楽の指導、或いは映画の審査も文部省として行なっているが、最近から始めた仕事としては教育放送を７月から始めているが、これも青年に特に聞いてもらって一般的な教養の向上を図ることを主眼においている」と答弁している[7)]。昭和29年５月31日衆議院法務委員会でも文部省社会教育局長が「文部省としても、児童文化会議を毎年招集していて、児童文化に関係するいろいろな文化財がある、たとえば紙芝居とか映画とか絵画、雑誌その他の関係者、これは役所関係

のみならず、その方面の職業に携わっている人が集まり、少年の善導を通じて、幾らかでも社会風紀の維持のために貢献できるように努めて来ている」と答弁している[8)]。

昭和61年３月24日参議院予算委員会では厚生大臣が「厚生省としても、特に最近は優良の児童文化財の普及という意味で、児童の健全な育成上有益な優良図書であるとか映画であるとか演劇というものに対する中央児童福祉審議会の推薦など、積極的にこういう性教育の問題について今やっている」と答弁している[9)]。

平成11年２月３日参議院国民生活・経済に関する調査会では厚生省児童家庭局長が資料「児童の健全育成について」に基づき報告し、この中で子どもの心身の健全育成に関する施策について「特に年齢ということでなくて行っている施策であるが、児童福祉文化の向上ということで、中央児童福祉審議会の中に文化財部会を設けて、毎年、児童文化財の推薦を行っている。児童劇あるいは児童文学、絵本、児童映画等ですぐれたものを推薦する。こういったものについて、優良児童劇巡回事業も行って、積極的に子供たちの自発性なり情操の涵養を図ることにしている」としている[10)]。

平成19年３月15日参議院厚生労働委員会では厚生労働大臣が「乳幼児のころから芸術的な環境に触れることは健全育成の上で重要ではないかという指摘は、そのとおりだと考えている。そうした機会も日本の中にもあるが、厚生労働省としては、これまでも社会保障審議会の福祉文化分科会において、幼児を含めた児童を対象として演劇、映画、図書などの児童福祉文化財の推薦は行っている。今後とも、この推薦活動を通じて、児童福祉文化の振興に努めたい」と答弁している[11)]。

2. 表彰

昭和24年12月１日衆議院考査特別委員会では厚生省児童局長が「中央社会福祉審議会において、児童福祉大会における表彰の問題がいろいろ論議された。従来は社会事業とか、児童の福祉に非常に功労のあった人を表彰するのが習わしであったが、こういうような大会において表彰するのは、もっと広範囲のものでなければならない。児童福祉に功労のあった人ばかりでなく、児童文化の面からいっても、非常に児童福祉思想の啓蒙に役立つような映画あるいは著書というものがあれば、この大会において厚生大臣から表彰するのが、非常に将来の児童福祉の啓蒙に役立つのではないか、こういうものも取上げなければならぬという問題が起きて、これが取上げられた」と答弁している[12)]。

3. 不良化防止

昭和24年11月11日衆議院法務委員会では厚生政務次官が「青少年不良化防止については、常に一般家庭の啓発、児童福祉司、児童委員の活動の促進等に努めているが、今回の青少年保護育成運動に当たっては、都道府県を督励して、児童相談所の巡回相談、児童福祉司、児童委員の家庭訪問、子供会、児童指導班の結成促進、優良児童文化財の推薦等を重点的に実施したい」と答弁している[13)]。昭和25年４月21日参議院本会議では厚生大臣が「児童の環境改善については、児童の不良化の原因として環境の及ぼす影響が極めて大きいことを考えて、その改善に努めて、優良な児童文化財の助長等を指導しておる」と説明している[14)]。昭和25年11月28日参議院本会議では厚生大臣が「青少年不良化防止問題については、過般内閣に青少年問題協議会が設置され、関係各省の緊密な連繋の下に対策を進めている。厚生省としては、児童厚生施設、児童相談所等の整備、生活扶助教育扶助の

支給、児童文化財の推薦等に努めて不良化防止に努める」と答弁している[15)]。

4. 補助事業・予算

昭和33年３月19日参議院地方行政委員会では「文部省で子供が学校から帰ってからの環境、遊び場などの問題もあろうし、児童文化財の問題についてどういうことをしているのか」という質問があり、文部省社会教育局長は「世間にはいろいろいわゆる不良文化財が青少年に悪影響を及ぼしているので、特に映画が非常に子供にも影響が深いという観点からして、いい映画を子供になるべく見せて、悪い映画に近寄らせないような積極的な工夫も必要だと考えるので、映画の選定、その選定映画を各地方地方の子供にも十分見てもらう機会を与えることが必要である。地方にも補助を出してしているが、さらに昭和33年度から新しい試みとして、東京の一部では現に実施されているが、そういった子供たちのためにいい映画を提供する機会を作るために、いわゆる一般の映画館を利用して早期興行を実施したい。これはたとえば、日曜日等において、一般の映画を上映する前を借り切り、団体的に学校の子供あるいはその他の青少年が、教育あるいは文化映画を見る機会を持たせたい。こういうようないろいろな方策を考えながら進めている。昭和33年度から若干予算を計上して新規にやろうとしておる事業である」と答弁している[16)]。

平成元年11月10日衆議院決算委員会では文化庁次長が「子供劇場、親子劇場というのは、すぐれた生の舞台芸術の鑑賞あるいは子供の自主的な文化活動を通じて子供を健全に育てることを目的として、地域の住民が結成している鑑賞団体と承知している。文化庁が芸術文化振興の観点から補助対象としているのは、芸術団体自体が行う公演事業あるいは芸術関係の資料の整備の事業であり、個々の鑑賞者あるいは鑑賞者の団体をとらえて補助対象としていないし、できない。しかし、子供劇場、親子劇場の全国組織である連絡会では、児童文化の向上のための児童文化資料編さん事業を行っていて、これに対して、文化庁としては工夫をして長年補助をしている。財政状況が大変厳しいが、今後ともその予算の確保には努力したい」と答弁している[17)]。

平成11年２月９日衆議院文教委員会では文部政務次官が、平成11年度予算における主要な事項について説明する中で「文化の振興について、文化立国の実現を目指し、アーツプラン21や地域こども文化プランなど芸術の創造・こどもの文化活動の推進、文化財の次世代への継承・発展、新たな文化拠点の整備など、文化発信のための基盤整備等を図ることとしている」としている[18)]。

平成12年３月６日参議院国民生活・経済に関する調査会では文部政務次官が平成12年度予算案について「子供たちが文化活動や文化財に触れる機会を充実する地域こども文化プランの推進を図る。関係の経費、８億6,800万円を計上している」と説明している[19)]。

5. 子供の日

昭和24年４月18日参議院厚生委員会では財団法人日本社会事業協会理事長が「社会事業協会の概要と共同募金の概要について説明する。「子供の日」の運動が各方面にわたって展開されるが、この機会に社会事業協会においても全面的にこれに協力して、児童福祉のために貢献したい。殊に児童福祉の、児童文化財の蒐集、配付を考えていて、児童福祉施設に対して、図書その他の文化財を各方面から集めて、配付したい」と説明している[20)]。

6. アニメーション

平成９年12月24日衆議院逓信委員会では「現代の子供の文化の１つであるアニメーションが、大人のビジネス、いわゆる金もうけの手段になっていること、つまり日本の子供文化のあり方の問題である点とのかかわり合い」について質問があり、参考人（社団法人日本民間放送連盟専務理事）は「アニメをビジネスの手段と見るか、あるいは子供文化と見るか、私は、基本的に子供文化と思っている。日本のテレビの国産第１号は、あのときはアトムであった。このアトムが子供たちにどれだけの夢を与えたか。手塚治虫の作品は、その後「ジャングル大帝」も出たし、長編のアニメの中には、野坂昭如原作の「火垂るの墓」というのもある。歴史的な事実を述べながら１つのストーリーを展開するという手法もあるし、幻想的というか、空想的な事柄を紹介していくことで、飛躍はあるが、子供たちに夢を与えることからすると、アニメ制作は、日本の子供文化を養成するために必要な手段であると思っているし、ビジネス手段であるかどうかは、これは結果として子供たちがそういうグッズを必要とするというニーズがあるときにこたえるということであって、当初からあくまでもビジネスと考えている放送事業者はないと思っている」[21]、「視聴率競争があるのかどうかは、制作者がそこまで考えているかどうか理解しかねるが、先ほど子供の文化ということで答えたとおり、制作者の中には、こういう新しい手法もあるではないかということをそれぞれ放送基準を頭の中に入れながらつくっていて、今回、最後の４秒間が問題になっているが、赤と青の原色を利用したことについて、ある程度インパクトを与える映像表現として制作者は考えたのではないかと思う」と答弁している[22]。

平成９年12月25日参議院逓信委員会では質問の中で「ナイーブなマスコミの超過敏の報道が先に行って、子供文化がつぶされかねない」という発言がある[23]。また「ウォルト・ディズニーの漫画で本当に感激して、アメリカの子供文化のすぐれていることに接した。あの後アトムが出てきて、手塚治虫、オリンピックの前。今ドラえもんが、きょう聞くところによると759回つながっている長い番組だと。特に、鉄腕アトムは全世界に回っている。東南アジアでは鉄腕アトムの歌を知らない子供はいないというぐらいに各国語で、「北国の春」と鉄腕アトムは有名だと言われている。そういう中で、子供の文化を、アニメーションとかゲームを通じてやっぱり守ってやらなくてはいけないという気持ちがある。そのすぐれた作品を守るという点では、今ここで過敏な反応をして、ポケモンにしても当たるは当たるなりの、激しい、関西風と言うようなやり方を、ただ非常に生理的に激しい手法をとったというだけではなくて、筋とか子供がおもしろがるようなきちんとしたコンテンツになっている。そこは高く評価してもらいたい。ウォルト・ディズニーの白雪姫がいつできたか調べてびっくりしたが、昭和13年にできた。昭和13年にアメリカではアニメの世界がスタートしている。私たちはたまたま縁がなくて昭和25年に日本版の文字が入ったものを見ることができた。この世界は意外に、日本はすぐれていると言われるが、技術者の後継者が育たないとか、それからアニメの制作会社では蔵建てというのがなかなかできないとか、難しいようである」「日本はアニメ王国として非常にすぐれた技術と伝統があり、これは小学館などもグッズをうんと使っているから、テレビ東京ももう少し制作費を奮発するような交渉もしてほしいが、国もこういう子供の文化、アニメ文化に対するもっと積極的な政策を出して、これを育てることをこの機会に努力して、事が去ったら忘れるということであってはいけないので、そういう方向でお互いに努力していきたいと

思う」という発言もある[24]。

平成10年４月９日衆議院逓信委員会では「アニメをビジネスの手段と見るのか、それとも子供の重要な文化と見るか、テレビ局の根本姿勢が問われている問題だと思う、と聞いた。改めて、ビジネス手段と見るのか、それとも子供の文化と見るのか」という質問があり、参考人（株式会社テレビ東京代表取締役社長）は「アニメは、あくまで子供の文化に資するものとして見ている」と答弁している。また、「アニメが子供の文化であるという点では、そのとおりだと思う。子供の文化ということでアニメを大いに普及することはいいことだと思っているが、現実はどうか」という質問に対して、参考人（株式会社テレビ東京代表取締役社長）は「ポケモンが収入的にも株式会社テレビ東京の主要な番組であるのは確かであるが、これを私どもが、例えばゲームと組んで、おもちゃ屋と組んでいろいろやったことはない。私どもはただ放送をしておる。文化であるという認識を踏み越えて、どこかにメディアミックスであるといって手を出しているという実態はない」と答弁している。質問の中で「今回の事件を引き起こした光の刺激、これは大人のプロデューサーは見逃したようであるが、大人の目から見て問題ないと思われる表現方法であっても、ぜひもう一度子供の健やかな成長という観点から検討し直す、今回の事件をこういう機会にするべきだと思う。そのことがアニメを子供の文化として、ポケモンにしても、多くの子供や親の支持が得られるすぐれたものになると考える」という発言がある[25]。また「メディアミックスの台頭が子供の文化としてのアニメのあり方をゆがめるものではないかと懸念しているが、民放連としてはこの状況についてどう考えるか」という質問があり、参考人（社団法人日本民間放送連盟専務理事）は「アニメの子供文化は、妖怪物とか科学物とかヒューマン物とか十何種類に分類して書いたものはあるがたまたまポケモンの問題は、21世紀を控えて、宇宙科学というか、今の子供たちは非常に科学技術に対して興味を持っていて、我々の世代とは少し違うという感じを持っている。その番組に関連して人気商品という形で開発されていったのではないか。メディアミックスという感じからいえば、最初からそれをねらっているということは、必ずしもそう思わない」と答弁している[26]。さらに参考人（社団法人日本民間放送連盟専務理事）が「アニメーションはあくまでも子供文化であって、子供文化を破壊するような商業行為に走らないように十分留意しながら検討する」と答弁している[27]。

平成10年４月14日参議院交通･情報通信委員会では質問の中で「「もののけ姫」などは、徳間とディズニーで組んでセルビデオで5,000万本売ると豪語しているが、１つ当たれば問題になったメディアミックスのような広範囲に4,000億市場が待っている。それにもかかわらず、子供の文化と言われるアニメ制作に、片や２時間の番組かもしれないが３億5,000万かけて、片方は2,000万円でつくる。ディズニーの漫画やそういう漫画でこういう事件が起きたのかと、こういう業界の体質を感じる」という指摘がある[28]。

7. 幼稚園・保育所でのおもちゃの指導

昭和52年４月４日参議院予算委員会では文部省初等中等教育局長が「（昭和47年のおもちゃの）調査の結果を関係の人々に連絡し、そして教育活動の改善の１つの資料にしてもらう意味で、たとえば全国的に幼稚園の教育課程研究大会を文部省は毎年開催しているが、その場においてこのような内容を取り上げてもらう、あるいは、民間の幼稚園関係者の団体があるが、その段階でまたこう

いう調査を受けて自主的に幼稚園のおもちゃはどういうものであるべきかというような研究をしてもらうことをしていて、文部省としては、幼稚園の段階においてどのようなおもちゃを使わせることが、またその使い方をどう工夫することが最も教育的に効果があるかという観点から、文部省としても検討するが、それぞれの現場あるいは教員達のグループ等において研究をするようにそれを奨励したいと考えている」と答弁している。「もっと予算要求して、少なくともおもちゃぐらいについてしっかりした方針を立ててほしい。厚生省ではどうか、おもちゃについて何か保育所で指導しているか」という質問に対して、厚生省児童家庭局長は「保育所について省令で最低基準があり、楽器あるいは積み木、絵本、そういう遊具については整備をする。その場合の適切な選択、あるいは安全な利用を考えなければいけないので、保育所保育指針をつくり、それで各歳別にいろいろな必要な事項についてそれぞれ規定している。そのほかに、特に必要なものについては、それぞれ児童家庭局長通知で各保育所に対して指導をしている」と答弁している[29)]。

8. 昭和47年２月実施のおもちゃの調査

昭和52年４月４日参議院予算委員会では昭和47年２月に実施されたおもちゃの調査について質問答弁がある。

「いま政府が少し行政の上で関心を持っているのはおもちゃだけだと思う。おもちゃは何と言っても人生最初の教科書である」「昭和47年におもちゃの調査をしたが、そのうちの、調査したうちで、11項のうち７と８と11だけ文部省に報告をしてほしい」という質問があり、文部省初等中等教育局長は「昭和47年２月に調査した質問は11あるが、そのうちの７は、「あなたはどのようなおもちゃがよいと思っていますか。」という親に対する質問について、「模型など、本物に近いもの。」が6.8％であり、「つみき・ブロックなど、素材として使えるもの。」が圧倒的に多く77.4％、「あまり考えない。」が15.4％となっている。８番目の、「あなたは、お子さんにおもちゃを買ってあげるとき、どんなことを期待していますか。」という質問に対しては、「子どもがたのしく遊んでほしい。」が29％、「字や数を覚えるなど、子どもの知能が伸びてほしい。」が9.9％、「子どもの情操が豊かになってほしい。」が10.4％、「子どもがくふうして遊べるなど、創造性が育ってほしい。」が42.6％で一番多い。そのほか、「子どもが強くなってほしい。」1.2％、「ほかの子どもといっしょに遊べるようになってほしい。」が6.4％という内容になっている。11番目の、「あなたのお子さんは、特定のおもちゃでよく遊ぶほうですか。」という質問に対しては、「長い時間遊ぶ。」が26.3％で、「ふつう。」と答えたのが62.4％で最も多い。「じきにあきる。」が10.7％。以上のような結果になっている」と答弁している。「この文部省の調査は正しい結果が出ておると思う。よいおもちゃとして「つみき・ブロックなど、素材として使えるもの。」が77.4％、次の質問では、「子どもがくふうして遊べるなど、創造性が育ってほしい。」が42％出ていて、11問では、「じきにあきる。」ようなのが、わずかの数字であるが挙げられている。ここに出てきておる積み木に例を１つとりたいが、色のついていない素材のままの積み木と、色のついた積み木と、こうあった場合に、あなたは子供にどちらを買うか。私は、「大人も昔、一度は子供だった」という子供文化財について薄い本を出したが、これが大変反響を呼びんだ。案外子供だったことを忘れている人が多いのではないかと思うので、子供に返った気持ちでおもちゃの話を聞いてほしい」という質問があり、文部省初等中等教育局幼稚園教育課

長は「子供の発達の程度、またそのときの興味、関心等により、色のついた積み木なり、あるいは無色、素材のままの積み木を使わせたい」と答弁している[30]。「普通には色のついた積み木よりもつかない方がいい。なぜなら、色のついた積み木では、色彩に関する感覚を子供に与えるが、すぐ積み立てやすい。うちがどれだ、なにがどれだで、すぐ積める。すぐ積めるから子供は飽きてしまう。先ほどの統計に出てきた。ところが、素材のままのものであると、一生懸命赤ちゃんは積んでみる。考える。創造する。それから色のつかない方がまた安い。文部省はその調査の後おもちゃの調査はしていない。また、いいおもちゃ、悪いおもちゃについて何か幼稚園教育の中で指導しているか」という質問があり、文部省初等中等教育局長は「昭和47年２月に調査し、以後調査はしていない」と答弁している[31]。

9. テレビその他

昭和52年４月４日参議院予算委員会では質問の中で「子供たちをめぐる文化財、子供文化財も、おもちゃ、テレビ、漫画、絵本、童話、芝居、児童劇、あるいはいろいろな物が紙芝居に至るまで山ほどあるが、特にその中で問題になるのは、いま２万種類あるおもちゃ、１年に３億冊発行されておる子供の漫画週刊誌、それから、いまの子供は１日24時間のうちに、小学生の調査であるが、10時間寝て、学校に８時間行って、残り６時間のうち２時間16分テレビを見ている。ここに非常に問題が多い」という指摘がある[32]。

昭和53年２月22日衆議院逓信委員会では質問の中で「放送番組向上委員会が「子供文化とテレビ」の問題で特別プロジェクトを設けて、昭和50年８月に見解と提言を出している。その中で、「テレビはもう空気のような存在になってきている」と述べている」という指摘がある[33]。

昭和60年12月11日衆議院文教委員会では質問の中で「子供文化が学校以外のところで押し寄せている。子供の方は、学校でまことに管理が強くて、したがって学校にいる間は子供文化からすればまさに異文化の中にいる」という指摘がある[34]。

Ⅳ. 考察

国会の質問答弁という性質も考えられるが、取り上げられている内容は幼児でも年長以上の子どもが親しむことが可能な児童文化財についてであり、領域「言葉」の「内容」で登場する「絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう」や、「内容の取扱い」で書かれている「絵本や物語などで，その内容と自分の経験とを結び付けたり、想像を巡らせたりするなど、楽しみを十分に味わうことによって、次第に豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚が養われるようにすること」というものとはやや次元を異にする議論である。具体的な言葉の指導方法に関する質問答弁も少ないようである。

言葉とも関連が深い児童文化財としてテレビ番組が頻回に取り上げられている。昭和52年４月４日参議院予算委員会の質問は「問題になる」ものの１つとしてテレビ視聴を取り上げ「子供は１日24時間のうちに、小学生の調査であるが、10時間寝て、学校に８時間行って、残り６時間のうち２時間16分テレビを見ている。ここに非常に問題が多い」と批判している。一方で、昭和53年２月22日衆議院逓信委員会では質問の中で、放送番組向上委員会が昭和50年８月の「見解と提言」で「テ

レビはもう空気のような存在になってきている」としていることにも触れている。テレビ番組は、種々の問題がありながらも児童文化として子どもたちの間に定着していることを背景にした発言であると言える。平成９年から平成10年にかけてはテレビ番組としてのアニメーションについて複数回取り上げられている。平成９年12月24日衆議院逓信委員会では参考人（社団法人日本民間放送連盟専務理事）がアニメを「基本的に子供文化と思っている」「子供たちに夢を与えることから」「アニメ制作は、日本の子供文化を養成するために必要な手段である」と答弁している。平成10年４月９日衆議院逓信委員会でも参考人（社団法人日本民間放送連盟専務理事）が、アニメーションは「子供文化であって、子供文化を破壊するような商業行為に走らないように十分留意」するとしている。民間放送事業者はアニメーションを子ども文化の一種と捉えていることが分かる。

令和５年４月にこども家庭庁が発足するまで、児童文化財の推薦等の業務は厚生労働省（さらに平成13年の中央省庁再編以前は厚生省）の所管であり、厚生労働省の時代には社会保障審議会福祉文化分科会にてこれら業務が行われ、児童福祉文化財（出版物、舞台芸術、映像・メディア等）の推薦・特別推薦がなされてきた。この趣旨について昭和24年５月10日参議院厚生委員会では厚生省児童局長が「出版物の関係、映画の関係、或いは紙芝居とか、或いは玩具の問題」が「一番大きな問題であると深い関心を持って」いて法律上の規定・取り扱いについては「（児童福祉法で規定している）程度の推薦、勧告が、現在の民主日本国家において」適切ではないかとしている。さらに、ここで厚生省児童局長は児童文化として「児童の出版物がどういうふうにして、どういうふうな紙を以てどういうふうな影響を与えておるか。或いは児童映画に余りいい映画が製作されておらないかとか、従ってどういう問題についてどういうふうになすべきか」「例えば紙芝居の問題ならば、それに従事しておる職員の」素質・指導についても厚生省が強い関心を持っていることを示している。子どもが映画や紙芝居から影響を受け、行動面だけではなく言語面も発達させることから、児童文化財としてふさわしい素材やそれを扱う人材の十分な供給が必要であるにもかかわらず、確保が難しいことを示している。

一方で、昭和24年５月10日衆議院本会議での指摘のように、この推薦・勧告は、「出版物や、おもちや、遊戯等の広汎な児童文化に対する官僚統制をも企図していて、もしこれが一方的な考えをもって行われるならば、児童をかつての軍国主義の文化統制が毒したと同じように、ファッショ的、植民地的な文化統制が行われる危険」があるという懸念も全く理由がないとは言えない。政府側もこの懸念を理解していて、昭和26年６月１日参議院厚生委員会の厚生省児童局長答弁でも「非常に慎重を期していて、殊に中央児童福祉審議会は非常に慎重な態度」をとっていたとしていた。推薦に関しては「相当数の書籍その他のものを推薦している」が、当時「勧告はまだしていない」状況であった。推薦したものについては「周知方を図り児童福祉施設その他ではさようなものを読むように、或いは購入するよう努力をし、又一般にもその周知方に努力」しているとする。それら処置による効果があがっているか・それはどの程度のものか、も問題となる。しかしこれについてはこの昭和26年６月１日参議院厚生委員会の厚生省児童局長答弁でも「推薦のためにこれだけの効果が一般的に上った、一般の読者にこれだけの効果が上ったという的確なものさし」はなく「どの程度の効果が上ったかを数字的に言うことは不可能」とされている。通常、推薦・勧告と児童への効果は明確に因果関係があるとは言い難く、因果関係を明確にし、その効果を上げようとすることは「文

化統制になるのではないか」という懸念が現実化する恐れもあり、困難であろう。勧告が行われないことについては昭和26年６月１日参議院厚生委員会での厚生省児童局長答弁がより実質的な理由を明らかにしている。すなわち「勧告をする前に業者と話し合い、よくないものは作らない」ように促し「悪いものがあるとすれば、業者の団体等に働きかけて、勧告に行かない前にむしろ懇談的に話を進めた方」が良い結果になるとしている。さらに法律の構造上も「勧告してもこれは罰則規定がない。結局勧告をしたというだけであり、この勧告をすることが果してどれだけの効果が上がるかどうか」も疑義もあるから勧告をしていないのである。

この推薦･勧告は国会の質問答弁に頻回に登場しているわけではない。しかし、昭和後期以降も、昭和61年３月24日参議院予算委員会、平成11年２月３日参議院国民生活・経済に関する調査会、平成19年３月15日参議院厚生労働委員会で政府側から答弁が行われている。すなわち「児童福祉文化の向上」のため「児童文化財の推薦を行って」いて「児童劇あるいは児童文学、絵本、児童映画等ですぐれたものを推薦する」ことにより「積極的に子供たちの自発性なり情操の涵養を図る」活動が行われているのである。

優良児童文化財の普及を通じて児童の不良化防止に資することも複数回取り上げられている。昭和24年11月11日衆議院法務委員会では厚生政務次官が「優良児童文化財の推薦」、昭和25年４月21日参議院本会議では厚生大臣が「優良な児童文化財の助長」、昭和25年11月28日参議院本会議では厚生大臣が「児童文化財の推薦」について触れていて、これら活動によって不良化防止に資することを述べている。昭和33年３月19日参議院地方行政委員会でも文部省社会教育局長は「不良文化財が青少年に悪影響を及ぼしている」として「いい映画を子供になるべく見せて、悪い映画に近寄らせないような積極的な工夫も必要」としている。

児童文化財の充実のためには行政による支援も欠かせない。平成11年と平成12年には地域子ども文化プランについて触れられている。これらの中で文化財も登場する。平成11年２月９日衆議院文教委員会・平成11年３月４日参議院文教・科学委員会では文部政務次官が「地域こども文化プランなど芸術の創造・こどもの文化活動の推進、文化財の次世代への継承・発展、新たな文化拠点の整備など、文化発信のための基盤整備等を図る」としている。平成12年３月６日参議院国民生活・経済に関する調査会でも文部政務次官が「子供たちが文化活動や文化財に触れる機会を充実する地域こども文化プランの推進」について触れている。財政的な支援は直接性があり児童文化財を振興させるために有効である。これについては昭和33年３月19日参議院地方行政委員会では「子供たちのためにいい映画を提供する機会を作る」ことを目的に、昭和33年度の新規の予算事業として「日曜日等において、一般の映画を上映する前を借り切り、団体的に学校の子供あるいはその他の青少年が、教育あるいは文化映画を見る機会」をつくることが挙げられている。また平成元年11月10日衆議院決算委員会では文化庁次長が補助対象について明らかにしている。すなわち「文化庁が芸術文化振興の観点から補助対象としているのは、芸術団体自体が行う公演事業あるいは芸術関係の資料の整備の事業であり、個々の鑑賞者あるいは鑑賞者の団体をとらえて補助対象としていないし、できない」、一方で「児童文化の向上のための児童文化資料編さん事業」は可能というものである。

児童は絵本や物語などをはじめとする児童文化財により、日常生活に用いる言語以外にも多くの語彙を習得しそれを用いているが「その内容と自分の経験とを結び付けたり、想像を巡らせたりす

るなど、楽しみを十分に味わうことによって、次第に豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚が養われるよう」にすることが大切である。それによってよりよい生活習慣を身につけるとともに、社会に適合する言語発達が促されると考えられる。そのために行政による直接・間接の支援が求められる。

昭和52年４月４日参議院予算委員会では質問の中で子供文化財について「おもちゃ、テレビ、漫画、絵本、童話、芝居、児童劇、あるいはいろいろな物が紙芝居に至るまで山ほどある」との指摘がなされている。本研究で検討している保育内容の領域「言葉」との関係はどの項目も関連が深いが、幼稚園・保育所などで取り組まれることが多いのはおもちゃ・絵本・童話・芝居・児童劇・紙芝居であり、家庭ないし個人で楽しむことが多いのはテレビ・漫画ではないかと考えられる。ここでの質問内容から、昭和52年当時、特におもちゃ・漫画週刊誌・テレビの影響が強かったことが分かる。

昭和47年２月に実施されたおもちゃの調査については昭和52年４月４日参議院予算委員会で詳しく取り上げられている。児童文化財としての在り方が問われたものと考えられるのは「色のついていない素材のままの積み木と、色のついた積み木と」あった場合に「どちらを買うか」という質問に対して文部省初等中等教育局幼稚園教育課長が「子供の発達の程度、またそのときの興味、関心等により、色のついた積み木なり、あるいは無色、素材のままの積み木を使わせたい」と答弁していることである。またここでは文部省初等中等教育局長が、昭和47年のおもちゃの調査の結果をについて「自主的に幼稚園のおもちゃはどういうものであるべきかというような研究をしてもらうことをして」いること、文部省として、「幼稚園の段階においてどのようなおもちゃを使わせることが、またその使い方をどう工夫することが最も教育的に効果があるかという観点から」検討するほかに、「現場あるいは教員達のグループ等において研究をする」ように奨励するとしている。行政として、児童文化財の活用について幼稚園等の現場における研究を重視する姿勢が窺われる。

Ⅴ．まとめ

児童文化財に関してこれまで国会においてなされた質問答弁を整理し、児童文化財と幼児の言葉の関係について検討した。当然ながら児童文化財は言葉だけではなく環境・表現など多くの領域に関係する。児童文化財として児童福祉法制定時には日本国内に普及していなかったものが多く登場している。言葉や言葉の指導と大いに関係があるテレビ番組も議論されている。

新しいメディアの登場にも配慮しつつ、子どもの言葉をはじめとする諸側面の発達に資するための児童文化財の充実とそのための支援の動向に注目することが大切である。

注

１）駒井美智子編『保育者を目指す人の保育内容「言葉」』（第２版）p99、みらい（2018）

２）児童文化財に関する研究は、例えば島田知和「児童文化財を学ぶ意義に関する一考察－領域「言葉」におけるモデルカリキュラムと授業実践を中心に－」活水論文集（66）pp143 ～ 150（2023）

３）昭和24年５月10日第５回国会衆議院本会議会議録第26号p36

４）昭和24年５月10日第５回国会参議院厚生委員会会議録第21号p17

５）昭和26年６月１日第10回国会参議院厚生委員会会議録第37号ｐ１
６）昭和26年６月１日第10回国会参議院厚生委員会会議録第37号ｐ２
７）昭和28年７月13日第16回国会参議院内閣委員会会議録第12号ｐ５
８）昭和29年５月31日第19回国会衆議院法務委員会会議録第66号ｐ２
９）昭和61年３月24日第104回国会参議院予算委員会会議録第14号p21
10）平成11年２月３日第145回国会参議院国民生活・経済に関する調査会会議録第１号p ３
11）平成19年３月15日第166回国会参議院厚生労働委員会会議録第４号p28
12）昭和24年12月１日第６回国会衆議院考査特別委員会会議録第11号ｐ１
13）昭和24年11月11日第６回国会衆議院法務委員会会議録第４号ｐ５
14）昭和25年４月21日第７回国会参議院本会議会議録第43号ｐ５
15）昭和25年11月28日第９回国会参議院本会議会議録第５号p12
16）昭和33年３月19日第28回国会参議院地方行政委員会会議録第16号ｐ２
17）平成元年11月10日第116回国会衆議院決算委員会会議録第４号p35
18）平成元年11月10日第116回国会衆議院決算委員会会議録第４号p35（平成11年３月４日第145回国会参議院文教・科学委員会会議録第１号ｐ３文部政務次官説明同旨）。
19）平成12年３月６日第147回国会参議院国民生活・経済に関する調査会会議録第４号ｐ５
20）昭和24年４月18日第５回国会参議院厚生委員会会議録第10号ｐ９
21）平成９年12月24日第141回国会衆議院逓信委員会会議録第５号ｐ７
22）平成９年12月24日第141回国会衆議院逓信委員会会議録第５号ｐ８
23）平成９年12月25日第141回国会参議院逓信委員会閉会後会議録第１号p13
24）平成９年12月25日第141回国会参議院逓信委員会閉会後会議録第１号p14
25）平成10年４月９日第142回国会衆議院逓信委員会会議録第７号p13
26）平成10年４月９日第142回国会衆議院逓信委員会会議録第７号p14
27）平成10年４月９日第142回国会衆議院逓信委員会会議録第７号p15
28）平成10年４月14日第142回国会参議院交通・情報通信委員会会議録第11号ｐ３
29）昭和52年４月４日第80回国会参議院予算委員会会議録第12号p26
30）昭和52年４月４日第80回国会参議院予算委員会会議録第12号p25
31）昭和52年４月４日第80回国会参議院予算委員会会議録第12号p26
32）昭和52年４月４日第80回国会参議院予算委員会会議録第12号p25
33）昭和53年２月22日第84回国会衆議院逓信委員会会議録第５号ｐ６
34）昭和60年12月11日第103回国会衆議院文教委員会会議録第８号p32